

# 基本的な感染症対策について

## 実施に際する感染防止対策

- (1) 旅行中も朝・夕の検温を実施するなど、健康観察を十分に行い、体調不良の生徒に適切に対応します。
- (2) 食事、入浴、就寝時以外の適切なマスクの着用や手洗いの徹底をします。
- (3) 食事については、下記の防止対策を行います。
  - ①食事前後の手洗いの徹底
  - ②食事会場内ではドアを常時開けつつ、②換気システムを利用するなどに対応
  - ③「一定の間隔をあける」「対面を避ける」など、配席の工夫
  - ④セットメニューまたは感染防止策を講じたビュッフェメニュー
  - ⑤食事中の会話を慎む
- (4) 現地での活動等については、感染防止の観点から内容を精選します。
- (5) 移動について、公共交通機関やバス等を利用する場合は、「マスクの着用」や「乗車中の会話を慎む」等を行います。特にバスを利用する場合は可能な限り十分な換気を行います。  
→航空機は約3分に1回、観光バスは約10分に1回機内車内の空気が入れ替わるようになっていきます。

## 現地での対応について

- (1) 現地で陽性と判明した場合  
離団（隔離）となり、入院加療になります。治療に必要な滞在費（食費含む）と治療費は国と地方自治体から全額保障されます。  
ただし、初診料と入院中に必要な物品は自己負担になります。  
また、同居の保護者の場合、お子さまが発症した日から2日前までさかのぼって、濃厚接触者に特定されますので、すぐに迎えに行けない場合があります。

### ◎（陽性者の家族の移動・宿泊は保険適用されるのか？）

→学校旅行総合保険（学校条項、旅行参加者条項）の適用が可能です。

旅行期間中にコロナを発症して、医師の治療を受け、医師により離団の診断をされた場合、自宅から現地に赴く1往復分交通費（2名分限度）、宿泊費（14日限度 室料のみ 食事代は含まれません）、諸雑費（現地での交通費や通信費等被保険者1名につき3万円まで）がお支払い対象となります。

- (2) 現地で濃厚接触者に特定された場合  
離団（隔離）となり、別ホテル（別室）での滞在となります。  
→現状ではホテルまたは入院の対応となります。  
また、陽性者と接触した日から約2週間は訪問先での経過観察が必要（この期間公共交通機関が使用不可となるため）となり、その間の滞在費（食費含む）は自己負担になります。
- (3) 現地で濃厚接触者に特定され、検査結果が陰性であった場合  
陽性者と接触した日から約2週間は訪問先での経過観察が必要（この期間公共交通機関が使用不可となるため）となり、その間の滞在費（食費含む）は自己負担になります。
- (4) 上記（2）（3）で、保護者の方が迎えに来られる場合の費用（移動・宿泊等）は、全て自己負担になります。

## キャンセル費用について

### 1. 個々のご都合で修学旅行をキャンセルされる場合

- ・出発前に感染症に患い、または濃厚接触者に特定されてキャンセルされる場合
- ・出発前・出発時に発熱（37.5℃以上）や風邪、身体がだるいなどの症状がありキャンセルされる場合
- ・出発前に感染症への不安でキャンセルされる場合

（注）キャンセル料は保護者の方のご負担になります。  
ただし、旅行参加者の中に新型コロナ陽性者が発生したことが事由での  
キャンセルの場合は、保険での補償対象となります。

### 2. 学校が修学旅行を中止する場合

- ・出発時点で学校が保健所から臨時休校を指示されている場合
- ・その他学校が中止と判断した場合

（注）中止決定時期がキャンセル料のかかる期日に入っている場合、キャンセル料は  
保護者様のご負担となります。ただし、旅行参加者の中に新型コロナ陽性  
者が発生したことが事由での延期の場合は、保険での補償対象となります。  
また、中止の場合、旅行の企画料金 旅行代金の2%（1,800円程度）は  
保護者の方のご負担となります。

### 3. キャンセル料のご案内

研修旅行をご欠席される場合、キャンセル料発生日時以降のご連絡は下記のキャンセル料を申し受けます。

ご連絡いただいた時期によりキャンセル料が異なりますので、下記ご参照の上ご注意ください。ご欠席される場合は学校様を通じてご連絡いただきますようお願いいたします。

取消期日	取消料金
11月15日（火）まで	ご旅行代金の0%
11月16日（水）～11月28日（月）	ご旅行代金の20%
11月29日（火）～12月4日（日）	ご旅行代金の30%
12月5日（月）	ご旅行代金の40%
12月6日（火）ご出発まで	ご旅行代金の50%
ご旅行開始後	ご旅行代金の100%

ご注意：キャンセル料の割合はお客様が当社の営業日・営業時間内にキャンセルされる旨をお申し出いただいた時を基準とします。当社の営業時間は平日9:30～17:30、土日祝は休業とさせていただきます。

### 4. 出発前日から出発後に生徒に陽性が確認されたとき等の対応について

時期	児童生徒の状況	左記児童生徒の 修学旅行への 参加の可否等	修学旅行の実施・継続
前日	PCR検査等受検待ち及び結果待ち	不可	実施
	濃厚接触者と特定	不可	
	同居者が濃厚接触者と特定	可	
	陽性者と特定	不可	保健所による疫学調査等の結果を踏まえ判断
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—	
出発時	発熱・風邪症状	不可（帰宅）	実施
	同居者が濃厚接触者と特定	可	
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—	保健所による疫学調査等の結果を踏まえ判断
出発後	発熱・風邪症状 <sup>※3</sup>	別室待機、 病院受診 <sup>※4</sup>	継続
	濃厚接触者と特定	離団（隔離）	
	PCR検査等受検が必要	離団（隔離）	
	同居者が濃厚接触者と特定	可	保健所による疫学調査等の結果を踏まえ判断
	陽性者と特定	離団（入院）	
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—	

3種類の保険にご加入いただく予定をしております

# 東武トップツアーズがおすすめする 国内学校旅行保険



2021年11月30日  
以降始期用

安心その①-1\* 国内旅行傷害保険(集合～解散)

安心その② 学校保険(国内)

安心その①-2 国内旅行傷害保険(自宅～帰宅)

安心その③ 旅行参加者保険(国内)

安心その①-3\* 国内旅行傷害保険 熱中症補償タイプ(集合～解散)

安心その④\* 修学旅行変更費用保険Railway

安心その①-4\* 国内旅行傷害保険 熱中症補償タイプ(自宅～帰宅)

安心その⑤-1\* 航空機欠航補償プラン(学生用)

安心その①-5\* 国内旅行傷害保険 天災危険補償タイプ(集合～解散)

安心その⑤-2\* 航空機欠航補償プラン(学生用)天災補償タイプ

安心その①-6\* 国内旅行傷害保険 天災危険補償+熱中症補償タイプ(集合～解散)

注意

1. このパンフレットは学校長等を契約者(加入者)とし、かつ学科・学年単位以上で実施される学校行事専用のパンフレットです。上記以外のご旅行(クラブ活動・合宿等)は、「東武トップツアーズがおすすめする国内一般団体旅行保険」パンフレットでお申込みください。
2. 参加者個人への配布・申込みはできません。
3. メンバーリスト(漢字氏名・年齢・性別)の添付が必要となります。
4. \*印のついた商品は、東武トップツアーズでご旅行をお申込みいただいたお客様のみ、お申込み頂けます。

ご加入いただく際は、パンフレット・契約加入手続書等でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、東武トップツアーズまたは東京海上日動までお申し出ください。



東武トップツアーズ

お申込みの際は、加入手続書に添付されている「重要事項説明書」と「ご契約内容確認事項(意向把握・確認事項)」を必ずよくお読みください。

東京海上日動

※実施までに学校様と協議の上、変更となる場合がございます。



## 安心その① 国内旅行傷害保険

### 補償内容

旅行保険の最も基本となる保険  
傷害(通院・入院)・賠償・携行品をカバーする保険

- ・傷害死亡
- ・後遺障害保険金
- ・入院・手術・通院日額
- ・賠償責任保険金

## 安心その② 学校保険

### 補償内容

国内旅行参加者に万一のことがあった場合に  
学校が負担する対応施設の借用費用

- ・傷害死亡、後遺障害
- ・傷害入院
- ・個人賠償責任保険金
- ・救援者費用

## 安心その③ 旅行参加者保険

### 補償内容

完治した生徒が帰宅した際の帰宅費用など

- ・学校緊急対応費用
- ・学校賠償責任保険金

# 旅行保険について

## 保障されるケースについて

学校旅行中に想定されるリスク		安心その1-1 国内旅行傷害保険 集合～「解散」 補償タイプ	安心その1-2 国内旅行傷害保険 「自宅」～「帰宅」 補償タイプ	安心その1-3 国内旅行傷害保険 熱中症補償タイプ 「集合」～「解散」型	安心その1-4 国内旅行傷害保険 熱中症補償タイプ 「自宅」～「帰宅」型	安心その1-5 国内旅行傷害保険 天災危険補償タイプ (地震・噴火・津波) 「集合」～「解散」型	安心その1-6 国内旅行傷害保険 天災危険補償タイプ (地震・噴火・津波) 「集合」～「解散」型	安心その2 学校保険 (国内)	安心その3 旅行参加 保険 (国内)
傷害 (ケガ)	バスから降りる際、ステップを踏み外してケガをし、 通院した場合の治療費	○	○	○	○	○	○	×	×
	宿の食事で集団食中毒 (O-157、ノロウイルスなど) が発生し、通院した場合の治療費 <small>※所轄保護所長に届出があったものに限ります。 ※二次感染 (人から人への感染) はお支払いの対象外です。</small>	○	○	○	○	○	○	×	×
	自宅を出発してから集合場所に到着するまでに 転倒してケガをし、通院した場合の治療費	×	○	×	○	×	×	×	×
	旅行中、地震に巻き込まれてケガをして通院した場合の治療費	×	×	×	×	○	○	×	×
熱中症	旅行中、熱中症になり、通院した場合の治療費	×	×	○	○	×	○	×	
賠償 責任	生徒がつまずいた拍子に宿の壁を壊してしまい、 生徒が宿から弁償を求められた場合の賠償金 <small>※生徒個人が法律上の賠償責任を負った場合</small>	○	○	○	○	○	○	×	○
	宿の壁を壊した加害者が特定できず、 学校が宿から弁償を求められた場合の賠償金 <small>※学校が法律上の賠償責任を負った場合</small>	×	×	×	×	×	×	○	×
	壁を壊した生徒が小学校低学年の場合など、 加害者が責任無能力者と判断された場合の賠償金 <small>※生徒の監督義務者 (教員等) が法律上の賠償責任を負った場合</small>	○	○	○	○	○	○	×	○
新型 インフル エンザ 等 ・ 疾病 (病気) ・ 傷害 (ケガ)	病気 (インフルエンザ、風邪、はしか等) に罹ってしまった場合 の治療費 (診察代・入院費・薬代等)		×				×		
	検査を受けるための病院までの交通費 (治療のための交通費)								
	完治した生徒が帰宅した際の帰宅費用 *1	×	×	×	×	×	×	×	○
	治療継続中の生徒を自宅まで移送するための 交通費ならびに移送に要した滞在費 (客室料) *2	×	×	×	×	×	×	○	○
	諸雑費 (救護者の現地における交通費・電話料等) *3 *5 *6	×	×	×	×	×	×	○	×
	現地までの往復交通費・現地および現地へ行くまでの 滞在費 (客室料) *3 *4 *6	×	×	×	×	×	×	○	×
	治療継続中の生徒に付き添って自宅まで移送するための 交通費ならびに移送に要した滞在費 (客室料) *2 *3	×	×	×	×	×	×	○	○
生徒の 法定相続人 およびその 代理人	諸雑費 (救護者の現地における交通費・電話料等) *4 *5 *6	×	×	×	×	×	○	○	
現地までの往復交通費・現地および現地へ行くまでの 滞在費 (客室料) *4 *6	×	×	×	×	×	×	○	○	
治療継続中の生徒に付き添って自宅まで移送するための 交通費ならびに移送に要した滞在費 (客室料) *2 *4	×	×	×	×	×	×	○	○	
交通機関 トラブル	新幹線・特急 台風、大雪、地震等で乗車予定の新幹線・特急が運休、 遅延した場合等の追加交通費・追加宿泊費・追加食 事費用								
	航空機 台風、大雪等で搭乗予定の航空便が欠航、遅延 した場合等の追加交通費・追加宿泊費・追加食 事費用 <small>※乗り継ぎ便をご利用の場合、乗り継ぎに対応したプランもご用意しております。</small>								
	航空機 地震のため搭乗予定の航空便が欠航、遅延した場合等の追加交 通費・追加宿泊費・追加食事費用 <small>※乗り継ぎ便をご利用の場合、乗り継ぎに対応したプランもご用意しております。</small>								

### ご注意

- ・病気に関わる治療費 (診察代、入院費、薬代)
- ・病気、ケガの治療のための交通費 (例：ホテル～病院までの輸送費)
- ・食事代 についてはお支払いの対象外となります。

# コロナキャンセル費用保険について

国内学校旅行ご担当の皆様へ

## 東武トップツアーズ株式会社がおすすめする 国内学校旅行コロナキャンセル費用保険

費用・利益保険普通保険約款+団体旅行キャンセル費用補償特約条項（新型コロナウイルス感染症）  
+団体旅行キャンセル費用補償包括契約に関する特約条項 +保険料に関する規定の変更特約条項

新型コロナウイルス感染症（Covid19）を原因として、  
学校旅行をキャンセルした際の取消料を補償します。

CANCELLED

本保険は契約者：東武トップツアーズ株式会社となる包括契約であり、学校単位でご加入いただけます。  
本保険の被保険者（補償を受けられる方）は、本保険の対象となる国内旅行を実施する学校となります。

### ①補償の対象となる事由

保険責任期間中に旅行参加者が新型コロナウイルス感染症を発病\*し、被保険者が旅行契約を解除したこと  
\*発病の認定には、医師の診断を要します

学校単位での全体キャンセル 一部参加者のキャンセル いずれも補償します

### ②補償する損害

上記事由により発生した、旅行会社へ支払う取消料（受注型企画旅行契約約款に定める取消料）

### ③保険責任期間

旅行出発日前日から起算してさかのぼって20日目の午前0時以降～旅行開始時まで

### ④お支払する保険金（旅行参加者1名あたり）

※1保険対象旅行あたりのお支払額は、1,500万円が限度となります

旅行取消期間	旅行開始日の前日から起算して		旅行開始日の前日	旅行開始日の当日	旅行開始後もしくは無連絡不参加
	20日～8日前	7日～2日前			
旅行代金に右記比率を乗じた額	20%	30%	40%	50%	—
(ご参考) 受注型企画旅行契約約款の取消料	20%	30%	40%	50%	100%

### ⑤保険料算出方法（400名以下の場合）

※旅行約款における取消料については、旅行会社にご確認ください

下記にて算出した保険料となります。

$$\text{旅行代金} \times 2.15\% = \text{保険料 (10円単位に四捨五入)}$$

※上記保険料は400名以下の場合です。400名超の場合はご相談ください。

※参加者1名ごとに保険料を算出し、その総計が学校単位の保険料となります。正確な保険料は別途お知らせします。

【旅行例】  
参加人数：先生を含む200名  
旅行代金：1名あたり30,000円  
出発日：2月20日（1泊2日）  
保険料：130,000円（1名650円）

### ご加入・保険金お支払例（条件は上記【旅行例】の通り）



お支払保険金

旅行代金総額600万円×30%=**180万円**

※旅行自体がキャンセルとなり、旅行参加者全員分の取消料が発生した場合  
(旅行の取消が旅行開始日の前日から起算して4日前のため旅行代金の30%を補償)



集合解散

## 東武トップツアーズ株式会社がおすすめする 「コロナお守りパック」のご案内

(国内旅行傷害保険+新型コロナウイルス感染症一時金特約・旅行同行者の発病不担保特約、メディカルアシストサービス付帯)

新型コロナウイルス感染症 (Covid-19) を補償し、  
旅行参加者に安心をお届けする新しい保険パッケージです。



### Point 1

旅行中に新型コロナウイルスに罹患し、発病した場合に一時金をお支払い  
【新型コロナウイルス感染症一時金特約】

### Point 2

旅行中に偶然な事故によりケガを負われた場合、所定の保険金をお支払い  
【国内旅行傷害保険】

### Point 3

救急専門医常駐の相談窓口が、傷病時の対処方法などをアドバイス  
【メディカルアシスト】

本保険は契約者：東武トップツアーズ株式会社となる包括契約であり、団体単位（5名以上）で加入意思を確認させていただきます。  
被保険者（保険の対象となる方）は旅行参加者全員となり、一部の参加者を対象外とすることはできません。

## Point 1 新型コロナウイルス感染症一時金特約

下記に該当した場合、1名に対し3万円をお支払いします。

旅行参加者（保険の対象となる方）が、旅行行程中または旅行行程が  
終了した日から14日以内に新型コロナウイルス感染症を発病したとき

### CASE

参加者が団体旅行終了後10日後に、体の不調を感じ病院でPCR検査を受診。  
新型コロナウイルス感染症の発病を確認。



発病した本人に3万円をお支払い

## Point 2 国内旅行傷害保険

日本国内旅行中の事故によるケガを補償します。

死亡・後遺障害保険金 100万円

例えば



観光中のケガ



スキー中のケガ

※補償の概要につきましては、裏面をご覧ください。

## Point 3 メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。  
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関を  
ご案内します。（看護師・救急科専門医が常駐）

緊急医療相談

医療機関案内

転院・患者移送手配 など

24時間  
365日

旅行行程中のみ有効



## 旅行保険の補償内容 及び 新型コロナウイルスへの対応

保険種類	補償内容	<b>新型コロナウイルスの対応</b> 有責【=お支払いできる場合】は○印 無責【=お支払いできない場合】は×印
国内旅行傷害保険（国内）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷害死亡</li> <li>・後遺障害保険金</li> <li>・入院・手術・通院日額</li> <li>・賠償責任保険金</li> </ul>	・疾病死亡保険金、傷害入院・通院日額 ×  「新型コロナウイルス感染症」は「疾病」であり、「傷害」に該当しないため
学校旅行総合保険（国内） 旅行参加者条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷害死亡、後遺障害</li> <li>・傷害入院</li> <li>・個人賠償責任保険金</li> <li>・救援者費用</li> </ul>	疾病死亡 × 疾病治療費用 × 救援者費用 ○  救援者費用 補償項目 （親族現地急行費用 救援者2名分迄） （現地からの移送費用） （現地からの帰宅時の追加費用） （諸雑費：現地交通費、通信費など、3万円程度）
学校旅行総合保険（国内） 学校条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校緊急対応費用</li> <li>・学校賠償責任保険金</li> </ul>	疾病死亡 × 疾病治療費用 × 学校緊急対応費用 ○  学校緊急対応費用 補償項目 （教職員・親族等派遣費用） （応対施設借上費用） （現地からの移送費用） （諸雑費：現地交通費、通信費など、3万円程度）
コロナお守りパック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナ発症時に死亡・後遺障害一時金支払い</li> </ul>	新型コロナ発症による死亡・後遺障害 ○ 旅行参加者の中で新型コロナの発症者が出た場合、3万円をお支払い
国内学校旅行 コロナキャンセル費用保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナ発症時に旅行をキャンセルした際の取消料を補償</li> </ul>	旅行参加者の中で新型コロナの発症者が出た場合にそれを事由に旅行を取り消した際に発生した取消料を補償

※ 今回ご加入予定の保険です。実施までに学校様とご相談の上ご変更となる場合がございます。